

大阪地方検察庁特捜部の元主任検察官による証拠改ざん事件の判決についての会長談話

本日、厚生労働省元局長（以下「元局長」という）に対する事件（以下「元局長事件」という）の元主任検事が、同事件の証拠として押収したフロッピーディスクを改ざんした事件について、元主任検事を懲役1年6月の実刑に処する旨の判決が言い渡された。

元局長が無罪であることを示す重要な証拠物であるフロッピーディスクが、元主任検事の手によって改ざんされたことは、きわめて遺憾であり、裁判所が、これを断罪したことは当然のことである。ただ、この事件は、もとより検事個人の問題として捉えるべきではなく、このような事件が発生した背景にある検察庁全体の問題として捉えられなければならない。

たとえば、元局長事件の裁判の過程でも、従来やり方と同様に、その取調べメモが特捜部の取調べ検察官らによって一斉に廃棄されたことが明らかとされている。このような捜査手法自体、検察庁が、相も変わらず、捜査過程を隠蔽する体質を温存させていることを如実に示している。検察庁の当該隠蔽体質は、昨年10月に、最高検が取調べメモの廃棄を示唆する文書を各検察庁に送付していたことが発覚したことからも明らかである。本年4月6日には、これを実質的に改めるとする最高検刑第135号運用指針が発せられてはいるものの、かような事態が生じたことの根本的な反省は伺われない。逆に、同事件以外に、このような事実の歪曲がどれだけ行われているかについて、根本的な疑義を呈さざるを得ない。

また、このフロッピーディスクの改ざんの事実については、組織的な隠蔽がなされた疑いが指摘され、その詳細は、今後の裁判の結果を待つほかないが、いずれにしても、検察庁の問題の根は相当に深いものといわざるを得ない。

最高検察庁は、平成22年12月24日、本件についての検証結果報告書を発表しているが、その内容は、個々の検事の資質の問題が大きいかのような口吻であり、捜査手法の根本に問題があったことがまったく認識されていない。本件は、捜査過程をブラックボックスにしたうえ、自ら描いたシナリオに供述を整合させていくという従来の検察庁の体質に起因するものであり、検察庁は、このような手法自体を根本的に改め、逮捕・勾留されたすべての被疑者等の取調べの全過程を録画・録音してこれを可視化するとともに、客観的証拠の収集・保管の過程を検証可能なものにし、捜査過程を可視化する制度構築に真剣に取り組む必要がある。さらに、このような事件を繰り返さないためには、早期に検察官の手持ち証拠をすべて開示させること、少なくとも全証拠のリストを交付させることも有効である。

検察庁のあり方については、法務大臣の私的諮問機関である検察の在り方検討会議も本年3月31日に提言を発表しており、この提言においても、不十分ながら取調べの可視化の必要性や取調べ及び供述証書に過度に依存した捜査・公判のあり方を抜本的に見直す必要性が謳われている。さらに、検察庁における捜査の可視化を進め、全過程の録画・録音をも試行することについては、先日、法務大臣も検察庁に指示したところである。

当会は、この判決を契機に、検察庁が、市民の、検察庁・検察官に対する信頼を回復するためにも、従来の捜査のあり方を再検討することを強く求めるものである。それとともに、冤罪の悲劇を繰り返さないために、我々自身の弁護実践を強化することを決意し、政

府に対しては、被疑者等の取調べの全過程の録画・録音が速やかに実現されること及び検察官の手持ち証拠の早期全面開示の制度の構築が検討されることを求めるものである。

2011年（平成23年）4月12日

大阪弁護士会
会長 中本和洋